会 議 録

会議の名称	西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会(第1回)
開催日時	平成28年9月24日(土) 正午から午後1時まで
開催場所	保谷庁舎3階 第2会議室
出 席 者	堀米 孝尚(武蔵野大学教育学部教授)、岩崎 昭(新銀座法律事務所弁護士)、
	森山 徹(むさしの発達支援センター所長、臨床心理士)、入海 英里子(社会
	福祉士、自由学園スクールソーシャルワーカー)
事 務 局	田中 稔(教育部教育指導課長)、西川 幸延(教育部統括指導主事)
	福田 忠春 (教育部統括指導主事)、田村 孝夫 (教育部教育指導課指導主事)
議題	いじめ問題等に係る西東京市の取組の充実について
会議資料の名称	西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について
記 録 方 法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

(進行)

- ●西川統括指導主事
 - 教育委員会挨拶 前田教育長 手塚教育部長
 - 委員の紹介 堀米委員、岩崎委員、森山委員、入海委員の順に自己紹介
 - 事務局紹介西川統括指導主事より紹介
 - 委嘱状の交付 手塚教育部長より各委員に交付する
 - 委員会の役割等の説明 福田統括指導主事より
 - 諮問 手塚教育部長より
 - 西東京市の取組について 福田統括指導主事より
 - ・本委員会の位置付けについて 西東京市いじめ防止対策推進条例第11条により、いじめの防止等のための対策を実 効的に行うため、西東京市教育委員会の附属機関として設置する。
 - ・西東京市いじめ防止対策推進基本方針の説明
 - ・西東京市の取組について
 - (1) これまでの教育委員会の取組 「いじめの対応 西東京ルール」 学校いじめ対策委員会の設置 学校における年3回のいじめ研修の実施 条例の趣旨を児童・生徒、保護者への周知 いじめの早期発見のためのアンケートの実施 スクールアドバイザーによるいじめの認知状況の把握
 - (2) 平成28年度の新規事業 西東京市いじめ防止対策推進基本方針の策定 西東京市いじめ問題対策連絡協議会の設置 本委員会の設置

電話相談窓口の設置

いじめ問題に関する教員研修(スペシャリスト研修等)の実施 デジタルコンテンツの配信 中学校における弁護士によるいじめ防止の授業 スクールアドバイザーの拡充と各校への派遣

(3) 平成28年度の各学校の取組

各校が充実した取組を行っているが、教育委員会として常に働きかけを行っていく必要がある。

個々の学校の取組状況を把握し、指導を行っている。

- (4) いじめの認知件数と解消率の推移
- 委員長、副委員長の選出 堀米委員が委員長、森山委員が副委員長に選出された。

○協議

(堀米委員)

- ・ いじめ問題スペシャリスト研修にて講師を務めた。生活指導主任レベルの、いじめ に対する意識は非常に高いと感じた。全教員へ周知することが今後の課題であると考える。
- ・ 各校に配信されているデジタルコンテンツがどのようなものであるか紹介してほしい。成果についての検証も行ってほしい。

(森山委員)

- ・ 重層的、階層的に支援の体制が組まれている印象を受けた。学校のいじめ問題対策 委員会は具体的にどのように行われているのか、メンバーはどうなっているか、スク ールカウンセラーの役割も含めて伺いたい。
- ・ いじめを防ぐ子供たちの活動について伺いたい。

(福田統括指導主事)

- ・ 各学校のいじめ問題対策委員会は、管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導部員がメンバーとなる。スクールカウンセラーは全校配置されており、子供の変化を見取る術を知っている専門家であるが、勤務が週に1回であるため、必ず出席できるとは限らない。
- 子供に関する気付きについて書き込む「学校生活台帳」を全校で導入しているが、 いじめの認知にもつなげていきたい。
- ・ 児童会、生徒会において、いじめのスローガンや壁画を作成し、新入生に示すなど の活動を行っている。都のいじめの総合対策においても強調されているため、児童・ 生徒の主体的な取組については今後も力を入れていきたい。

(入海委員)

- ・ いじめなくてもよい心を育てていくことが必要だと思う。スクールソーシャルワーカーを導入することで、家庭・地域におけるサポート体制がより整っていく。 (岩崎委員)
- ・ 我々はいじめ防止の授業や研修に肯定的である。しかし、授業では嫌なことを思い 出してしまうという子もいるようだ。以前、いじめられたことがある子が書いた作文 を読む機会があり、そのような内容が書かれていた。
- ・ いじめがないのがよい学校ではない。あって当然であるが、学校の現場の意識はど うなのかが気になった。

以上